

がんばるひょうごの中小企業を応援する月刊誌

保証時報

2020
vol.707 / 5



今月の「輝くわがまちのものづくり企業」／株式会社誠寿堂(神崎郡神河町) 03 P6

CONTENTS

P.01 新型コロナウイルス感染症により
影響を受けている事業者の皆さまへ

P.05 信用保証協会ニュース
令和2年度経営計画について

P.06 輝くわがまち いまが旬

P.07 令和2年3月の
新型コロナウイルス感染症関連の保証承諾状況

P.08 保証状況

P.10 信用保証協会ニュース
景気動向調査の結果をお知らせします

保証時報6月号臨時休刊のお知らせ

新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、保証時報6月号は臨時休刊とさせていただきます。
ご理解・ご了承のほど宜しくお願い申し上げます。

信用保証協会は、中小企業のみならずが事業資金の融資を受けられる時に、
公的な立場でバックアップいたします。

「新型コロナウイルスに
関する経営相談窓口」
設置中



兵庫県信用保証協会
CREDIT GUARANTEE CORPORATION OF HYOGO-KEN
www.hosyokyokai-hyogo.or.jp



LINEによる情報発信をしています!!
配信を希望される方は、左のQRコードを
お読み取りいただき、友だち登録をお願い
します。

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている事業者の皆さまへ

当協会では、新型コロナウイルス感染症（以下、「新型感染症」という。）により影響を受けている中小企業・小規模事業者の皆さまに対して、経営相談窓口を設置し、以下の通り、経営支援、資金繰り支援を行っています。

●「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」の休日対応について

新型感染症の影響を受けた事業者の皆さまの資金繰りや経営相談等にお応えするため、以下のとおり経営相談窓口の休日（土・日・祝日）対応を行っています。なお、休日対応は、電話相談のみとなります。

開設期間 令和2年3月7日（土）から当面の間

開設時間 午前9時～午後5時

電話相談の連絡先 078-393-3900

● 新型感染症に関する保証の概要について

3階建ての信用保証枠で、中小企業・小規模事業者の皆さまを支援します

一般保証
2億8,000万円

+

セーフティネット保証
2億8,000万円

+

危機関連保証
2億8,000万円

保証限度額 = 最大 8億4,000万円（無担保2億4,000万円）

3階

別枠

危機関連保証

危機関連保証 100%保証

新型感染症関連の主な自治体融資制度

兵庫県融資制度

「経営円滑化貸付（新型コロナウイルス危機対応貸付）」

兵庫県融資制度

「新型コロナウイルス感染症対応資金」

2階

別枠

セーフティネット保証

4号 100%保証

5号 80%保証

兵庫県融資制度

「経営円滑化貸付（新型コロナウイルス対策貸付）」

「経営活性化貸金（新型コロナウイルス対策）」

「借換等貸付（新型コロナウイルス対策）」

1階

一般保証

兵庫県融資制度

「経営円滑化貸付（新型コロナウイルス対策貸付）」

2億8,000万円（無担保8,000万円）

※1 他の保証制度・他都道府県の信用保証協会との合算制限があります。また、審査により、ご希望に添えない場合もあります。

※2 自治体融資制度については、制度要綱により、保証限度額が定められています。

● 危機関連保証について

新型コロナウイルスの影響により、全国の中小企業・小規模事業者の皆さまの資金繰りが逼迫していることから、危機関連保証が初めて発動されました。これによる認定を受けられた事業者の方は、一般保証およびセーフティネット保証とはさらに別枠となる100%保証が利用可能となります。

危機関連保証の概要

指 定 期 間	令和2年2月1日から令和3年1月31日
認 定 基 準	①金融取引に支障を来している方で、金融取引の正常化を図るため、資金調達が必要となっている方 ②新型コロナウイルスの拡大に起因して、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれる方
保 証 限 度 額	2億8,000万円（一般保証およびセーフティネット保証とは別枠）
保 証 割 合	100%保証
保 証 料 率	年0.80%
必 要 書 類	通常の保証申込書類に加えて、中小企業・小規模事業者の皆さまの事業所を所轄する市町長が発行した認定書（写し可）が必要となります。
そ の 他	自治体制度融資との併用が可能です。

● セーフティネット保証4号について

新型コロナウイルスにより売上減少などの影響を受けた中小企業・小規模事業者の皆さまへの資金繰り支援措置として「セーフティネット保証4号」の指定がなされました。これによる認定を受けられた方は、一般保証および危機関連保証とは別枠の100%保証が利用可能となります。

セーフティネット保証4号の概要

指 定 地 域	全47都道府県	指 定 期 間	令和2年2月18日から令和2年6月1日
認 定 基 準	①指定を受けた地域で1年以上継続して事業を行っていること。 ②新型コロナウイルスの拡大に起因して、当該事由の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。		
保 証 限 度 額	2億8,000万円（一般保証および危機関連保証とは別枠）		
保 証 割 合	100%保証		
保 証 料 率	年0.90% ※ 兵庫県融資制度「経営安定資金」、「経営活性化資金」、「借換資金（借換等貸付）」での取扱いの場合、年0.80%となります。		
必 要 書 類	通常の保証申込書類に加えて、中小企業・小規模事業者の皆さまの事業所を所轄する市町長が発行した認定書（写し可）が必要となります。		
そ の 他	自治体制度融資との併用が可能です。		

※ 上記各制度は概要のため、詳細につきましては、当協会のホームページをご覧ください。各事務所・支所にお問い合わせください。

● セーフティネット保証5号の指定業種について

令和2年5月1日にセーフティネット保証5号の指定業種が全業種に拡充されました。
指定業種の詳細については、当協会のホームページをご覧ください。

● 兵庫県融資制度「新型コロナウイルス感染症対応資金」の創設について

新型コロナウイルスの影響により売上が減少した中小企業・小規模事業者の皆さまの資金繰りを支援するため、令和2年5月1日から、兵庫県融資制度「新型コロナウイルス感染症対応資金」の取扱いを開始しました。**本制度は、保証料補助が行われるほか、所定の要件を満たした場合に、利子補給や既存の保証付融資を借換えすることが可能です。**

1. 制度の概要

制 度 名	兵庫県融資制度「新型コロナウイルス感染症対応資金」
対 象 者	新型コロナウイルス感染症の流行により、影響を受けている兵庫県内の中小企業者、個人事業主で次のいずれかに該当する方 ・ セーフティネット保証(4号・5号)に係る市町長の認定を取得した方 ・ 危機関連保証に係る市町長の認定を取得した方
融 資 限 度 額	3,000万円
保 証 期 間	10年以内(据置期間5年以内)
保 証 割 合	セーフティネット保証4号又は危機関連保証を利用する場合:100%保証 セーフティネット保証5号を利用する場合:80%保証
貸 付 利 率	売上高等の減少要件により、保証料・利子の減免措置が適用されます。
信 用 保 証 料	詳細は、「2. 保証料・利子の減免要件について」をご参照ください。
連 帯 保 証 人	原則として、法人代表者以外は不要 ただし、経営者保証免除対応や経営者保証ガイドラインを適用する場合は、連帯保証人は不要
担 保	原則として、不要
必 要 書 類	通常の保証申込書類に加えて、中小企業・小規模事業者の皆さまの事業所を所轄する市町長が発行した認定書(写し可)が必要です。 また、経営者保証免除対応を適用する場合は、「経営者保証免除対応確認書」の添付が必要です。
既存融資の借換え	既存の保証付融資について、所定の要件を満たした場合は、本制度による借換えが可能です。
申 込 期 間	令和2年5月1日から令和2年12月31日まで *

※ 令和3年1月31日までに、融資実行することが必要です。

2. 保証料・利子の減免要件について

「新型コロナウイルス感染症対応資金」に係る保証料補助、利子補給の要件は以下のとおりです。

対 象 者	売 上 高 等 の 減 少 要 件	保 証 料 率	貸 付 利 率	
			当初3年間	4年目以降
① 個人事業主 (小規模事業者に限る ※1)	売上高等が前年同月比5%以上の減少 (セーフティネット保証(4号・5号)、危機関連保証の認定取得者)	年0%	年0%	年0.7%
② 中小企業者 (①を除く)	売上高等が前年同月比15%以上の減少 (セーフティネット保証(4号・5号)、危機関連保証の認定取得者)			
	売上高等が前年同月比5%以上～15%未満の減少 (セーフティネット保証5号の認定取得者)	年0.425% ※2	年0.7%	

※1 常時使用する従業員数が20人(商業又はサービス業(宿泊業、娯楽業及び旅行業を除く)を主たる事業とする場合は、5人)以下の事業者

※2 本制度に定められた経営者保証免除対応を適用し、経営者保証を不要とする場合、年0.525%となります。

- 保証料補助及び利子補給の方法については、詳細が決定次第、ホームページ等で公表します。
- 上記は制度の概要ですので、詳細は各事務所・支所(裏表紙参照)までお問い合わせください。

● 兵庫県融資制度「経営円滑化貸付(新型コロナウイルス危機対応貸付)」について

危機関連保証の発動に伴い、危機関連保証を利用する中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした兵庫県融資制度「経営円滑化貸付(新型コロナウイルス危機対応貸付)」を創設しています。

経営円滑化貸付(新型コロナウイルス危機対応貸付)の概要

対 象 者	危機関連保証の認定基準に該当する方		
貸付限度額	2億8,000万円	貸付利率	年0.70%
貸付期間	10年以内(据置2年以内)	保証料率	年0.80%
必要書類	危機関連保証と同様の書類が必要です。		

● 兵庫県融資制度「経営円滑化貸付(新型コロナウイルス対策貸付)」について

兵庫県融資制度について、以下のとおり新たな融資制度を創設しています。

経営円滑化貸付(新型コロナウイルス対策貸付)の概要

対 象 者	県内で1年以上同一事業を営む方で、新型感染症の流行により影響を受け、最近1か月間の売上高等が前年同期に比べて5%以上減少している方		
貸付限度額	2億8,000万円	貸付利率	年0.70%
貸付期間	10年以内(据置2年以内)		
保証料率	原則として、通常の保証料率を適用(年0.45%~1.90%) ※ セーフティネット保証4号、5号を利用する場合は、年0.80%となります。 ※ 技術・経営力発展保証「スター」を利用する場合は、通常の保証料率から平均20%割引となります。(年0.31%~1.70%)		
必要書類	通常の保証申込書類に加えて、「新型コロナウイルス感染症流行の影響により売上高等が減少したことの申出書兼対象企業確認書」(写し可)が必要となります。ただし、セーフティネット保証4号、5号を利用する場合は、通常の保証申込書類に加えて、事業所を所轄する市町長が発行した認定書(写し可)が必要となります。		
取扱期間	令和2年6月30日融資実行分までが対象となります。		

※ 上記各制度は概要のため、詳細につきましては、当協会のホームページをご覧ください。各事務所・支所にお問い合わせください。

● 兵庫県融資制度の要件拡充について

以下の兵庫県融資制度について、新型感染症の流行により影響を受け、最近1か月間の売上高等が前年同期に比べて5%以上減少している方は、これまでの融資条件から一部拡充した条件で当該制度の利用が可能となります。

経営活性化資金

	現 行 の 要 件	新型感染症の影響を受けた方の要件
貸付限度額	運転資金3,000万円 設備資金5,000万円 ※ 本申込を含めた総保証債務残高が直近決算書の年商額の2分の1以内	運転資金5,000万円 ※ 本申込を含めた総保証債務残高が直近決算書の年商額以内
融資期間	運転資金5年以内(据置期間6か月以内) 設備資金7年以内(据置期間1年以内)	10年以内(据置1年以内)
セーフティネット保証利用可否	不可	可

借換資金(借換等貸付)

	現 行 の 要 件	新型感染症の影響を受けた方の要件
貸付限度額	1億円	2億8,000万円
貸付利率	年1.50%	年0.70%

※ 上記は変更箇所のみ掲載しています。詳細につきましては、当協会のホームページをご覧ください。各事務所・支所にお問い合わせください。

令和2年度経営計画について

令和2年3月26日開催の理事会において、令和2年度経営計画を次のとおり決定いたしました。

業務運営方針

1. 新型コロナウイルスに係る対策に的確かつ柔軟に対応し、当面、これを最優先に全力を挙げて取り組みます。あわせて、関係機関と連携の上、企業のライフステージに応じた資金需要を的確に把握し、積極的に信用保証を提供します。
2. 創業や事業承継に関する理解と関心を深めるイベントの開催等を通じて、創業・事業承継の機運の更なる醸成を図ります。
3. 事業再生や生活再建の観点にも配慮しつつ、適切な進行管理を行い、効率的・効果的な回収を推進します。
4. 業務改革を引き続き推進し、組織の更なる活性化や経営基盤の強化に努めます。また、公的機関としての社会的責任を果たすため、コンプライアンスの徹底に取り組みます。反社会的勢力等に対しては、関係機関との連携体制のもと、その一切を排除します。

具体的な取組事項

1) 新型コロナウイルスによる影響への的確な対応

- 国や県が実施する様々な制度や措置等を迅速かつ適切に運営するとともに、個別企業の実情に応じた丁寧な対応を徹底し、新型コロナウイルスによる影響を受けた企業への資金繰り支援に万全を期す。
- 返済緩和等による資金繰り円滑化に柔軟に対応し、事業の早期復旧のため、外部専門家派遣も活用する。

2) 企業のライフステージに応じた資金需要の把握と保証の推進

- 創業予定者や創業間もない方の円滑な事業展開を支援するため、創業期一括保証「みらい」を創設。
- 事業承継期の方に対して経営者保証不要の事業資金を支援することで事業承継の促進を図るため、「事業承継特別保証制度」を創設。
- 「地域創生キャンペーン」「チャレンジサポートキャンペーン」の要件を拡充し、引き続き実施。
- 金融機関提携保証「飛躍」について限度額を引き上げる。

3) 創業支援の推進

- 創業塾等への講師派遣や学生向けの起業家育成講座開催など、創業に関する理解と関心を深める施策を実施。
- 創業後、事業が軌道に乗るまでの保証利用先企業を訪問し、事業展開を支援。
- 創業ファンド等の地域ファンドへの出資を検討。

4) 経営改善・事業再生支援の推進

- 「新経営支援強化プロジェクト(仮称)」を立ち上げ、経営支援強化促進補助金事業を活用した従前の取組に加え、予防型の支援や支援先への定期的なフォローアップを行い、返済緩和先の抑制に努める。
- 事業再生を目指す企業に対して、兵庫県中小企業再生支援協議会や金融機関等と連携し、きめ細かな支援を行う。

5) 事業承継支援の推進

- 「事業承継サポート推進チーム」を立ち上げ、後継者が未定の企業を訪問し、事業承継の進捗状況の確認を行うとともに、金融機関や兵庫県事業引継ぎ支援センター等と連携し、円滑な事業承継を支援。
- 支援機関等と連携し、事業承継に係るセミナーなどを開催し、円滑な事業承継を後押しする。

6) 関係機関との連携強化

- 役員から現場レベルまで各階層において定期的に情報交換等を行い、関係機関との連携が一層深まるよう努める。
- 兵庫県地域支援金融会議の事務局として、「ひょうご信用創生アワード」の開催や「事業承継／創業 すべての情報 in ひょうご」の定期発刊などを通じて参加機関間の連携をより一層深める。
- 金融機関担当者との「同行訪問・面談」の実施や「経営サポート会議」の開催など、金融機関との間で個々の企業の経営課題を共有し、早期経営改善や金融取引の正常化につなげる。

業務計画

項目	金額	前年度計画比	前年実績比
保証承諾	5,000億円	125.0%	109.0%
保証債務残高	1兆1,430億円	105.9%	102.9%
代位弁済	285億円	146.2%	152.3%
実際回収	57億円	93.4%	90.1%



神河町



砥峰高原

とのみね

四季折々の美しい姿を見せてくれる
神河町を代表する高原

兵庫県の中央に位置するハート型のまち 神河町は、千ヶ峰や暁晴山など1000m級の山がそびえ、美しい高原が広がる自然豊かなところです。特に砥峰高原は、春は芽吹いた緑と可憐な花が織りなすハーモニーが美しく、夏は小鳥たちのさえずりが響き渡り、秋はススキ、冬は雪化粧と、四季折々にさまざまな姿を見せてくれます。この美しい自然を舞台に、映画「ノルウェイの森」をはじめ、大河ドラマ「平清盛」や「軍師官兵衛」が撮影され、砥峰高原の名が全国的に知られるようになりました。

※ 新芽が芽吹くまで高原内の立ち入りができません
(5月末頃まで予定)

神河町観光協会

〒679-3112 神崎郡神河町鍛冶142番地47
TEL.0790-34-1001 定休日・水曜
<http://www.kamikawa-navi.jp>

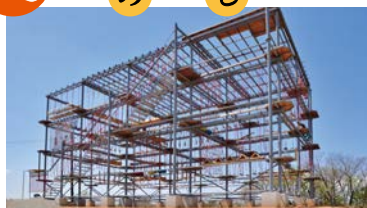


夏の砥峰高原(7、8月頃)



秋の砥峰高原(10月中・下旬頃)

足をのばして



峰山高原リゾート

山上にそびえる巨大ジャングルジムが特に人気。山頂へはスキー場からリフトを使って上がります。標高が高いため、子どもはもちろん大人もハラハラ、ドキドキ！楽しめます。

※ 施設の営業情報等は、各公式HPまたはお電話にてご確認ください。



ヨーデルの森

アルパカの散歩やアザラシ、ペンギンのランチタイムなど、動物たちと触れ合えます。特に、間近に観覧できるパードショーは迫力満点。その他パン作り体験もできるなど、家族揃って楽しめます。



かんざきピノキオ館

森と木の文化を学び、木工作品づくりなどが体験できる施設。材料や道具はすべて揃っているため手ぶらでOK。神崎町産のスギやヒノキなどで作ったテーブルやベンチなどの販売もしています。

姫路事務所
保証相談二課
阿江香織

輝くわがまちの
ものづくり企業

時代の流れを読み常にチャレンジ。
お香のある豊かな暮らしを提案しています。



株式会社誠寿堂
代表取締役

桐月 篤郎氏

兵庫県神崎郡神河町吉富1615
☎0790-32-0018

弊社は、もとは線香の原料となる杉の葉を粉末に加工し、全国の線香メーカーに卸す原料メーカーでした。時代の変化とともに杉の葉の使用が少なくなり、明治5年、香舗としての第一歩を踏み出しました。その後、海外向けの香水香を手がけたり、乾燥工程の自動化や「極めて難しい」とされていた自動線香製造器の開発に成功するなどチャレンジングな取り組みを実現してきました。さらに昭和50年には、日本初の煙の少ない「微煙香」を開発し、「現代の暮らしにマッチした商品」として注目を集めました。

現在、天然香原料100%の商品やさくら、梅、緑茶の香りをはじめ、最高級の伽羅をふんだんに使った極上シリーズなど、香りはもちろん価格もさまざまな商品を世に送り出しています。今後も、海外進出や商品開発に取り組み、新たな市場を開拓したいと考えています。



「お香は、心を静めたい、集中力を高めたいといった気分寄り添い、暮らしを鮮やかに彩ります」(桐月氏)。

令和2年3月の新型コロナウイルス関連の保証承諾状況

1. 制度別保証承諾状況

(単位:件、百万円、%)

		件 数	構 成 比	金 額	構 成 比
危機関連特例	危機関連保証	29	0.7%	1,114	1.5%
	県経営円滑化貸付(新型コロナウイルス対策危機対応貸付)	130	3.3%	5,405	7.2%
	その他危機関連特例	0	0.0%	0	0.0%
セーフティネット保証4号	県経営円滑化貸付(新型コロナウイルス対策貸付)	1,148	29.0%	22,588	30.0%
	県経営活性化資金(コロナウイルス対策)	46	1.2%	1,737	2.3%
	県借換資金借換貸付(コロナウイルス対策)	16	0.4%	445	0.6%
	その他セーフティネット保証4号	163	4.1%	3,878	5.2%
セーフティネット保証5号	県経営円滑化貸付(新型コロナウイルス対策貸付)	106	2.7%	2,685	3.6%
	県経営活性化資金(コロナウイルス対策)	0	0.0%	0	0.0%
	県借換資金借換貸付(コロナウイルス対策)	2	0.1%	49	0.1%
	その他セーフティネット保証5号	43	1.1%	1,381	1.8%
県経営円滑化貸付(新型コロナウイルス対策貸付)		153	3.9%	1,734	2.3%
県経営活性化資金(コロナウイルス対策)		1	0.0%	10	0.0%
県借換資金借換貸付(コロナウイルス対策)		3	0.1%	43	0.1%
その他コロナ関連保証		0	0.0%	0	0.0%
小 計		1,840	46.5%	41,067	54.6%
全保証承諾		3,955	100.0%	75,275	100.0%

2. 事務所別保証承諾状況

(単位:件、百万円、%)

	件 数	構 成 比	金 額	構 成 比
神戸事務所	581	14.7%	14,990	19.9%
阪神事務所	572	14.5%	11,296	15.0%
姫路事務所	352	8.9%	7,202	9.6%
但馬支所	21	0.5%	502	0.7%
淡路支所	59	1.5%	1,123	1.5%
西脇支所	99	2.5%	2,398	3.2%
加古川支所	156	3.9%	3,558	4.7%
小 計	1,840	46.5%	41,067	54.6%
全保証承諾	3,955	100.0%	75,275	100.0%

※ 経営支援室保証承諾分は神戸事務所分として計上

3. 業種別保証承諾状況

(単位:件、百万円、%)

	件 数	構 成 比	金 額	構 成 比
建設業	419	10.6%	9,175	12.2%
卸売業	341	8.6%	9,877	13.1%
製造業	250	6.3%	6,176	8.2%
小売業	249	6.3%	4,215	5.6%
サービス業	183	4.6%	3,689	4.9%
飲食店	160	4.0%	2,029	2.7%
不動産業	87	2.2%	2,577	3.4%
運送業	76	1.9%	2,233	3.0%
医療・福祉業	36	0.9%	544	0.7%
教育、学習支援業	22	0.6%	319	0.4%
その他	17	0.4%	234	0.3%
小 計	1,840	46.5%	41,067	54.6%
全保証承諾	3,955	100.0%	75,275	100.0%

3月の保証概況

(単位：件、百万円、%)

	当月中				当期中			
	件数	前年比	金額	前年比	件数	前年比	金額	前年比
保証申込	3,998	165.5	77,066	190.4	27,950	106.3	465,327	107.9
保証承諾	3,955	163.1	75,275	184.2	27,669	106.3	458,768	107.4
保証債務残高	—	—	—	—	90,772	99.2	1,110,403	101.3
代位弁済(元利)	138	76.7	1,913	80.8	1,643	100.6	18,710	96.3

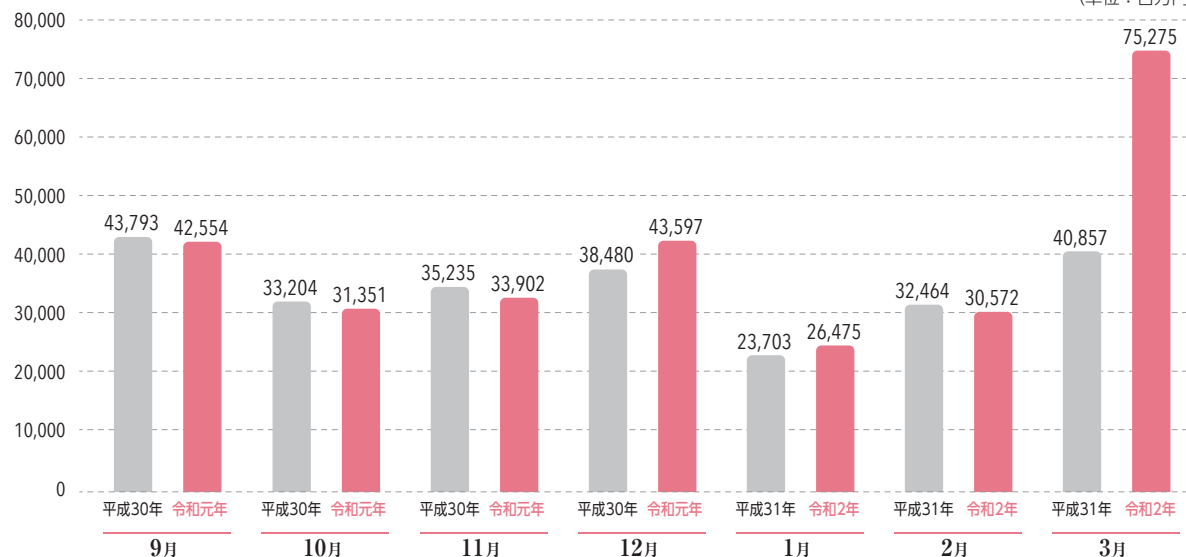
保証承諾

3月の保証承諾は3,955件(前年同月比163.1%)、75,275百万円(同184.2%)となり、前年同月と比べ、件数で1,530件、金額で34,418百万円上回った。

また、保証申込は3,998件(同165.5%)、77,066百万円(同190.4%)となり、前年同月と比べ、件数、金額ともに上回った。

保証承諾 (前年比較)

(単位：百万円)



資金使途別

3月の保証承諾のうち、運転資金は73,160百万円(前年同月比192.6%)、設備資金は775百万円(同68.8%)となり、前年同月と比べ、運転資金は上回り、設備資金は下回った。

業種別

3月の業種別保証承諾の状況は、飲食店3,337百万円(前年同月比315.6%)、不動産業4,984百万円(同239.0%)、運送・倉庫業4,342百万円(同217.5%)、卸売業14,352百万円(同194.6%)、サービス業10,168百万円(同183.4%)、小売業7,505百万円(同180.2%)、建設業17,583百万円(同165.8%)、製造業12,141百万円(同162.8%)等で前年同月を上回った。

金融機関群別

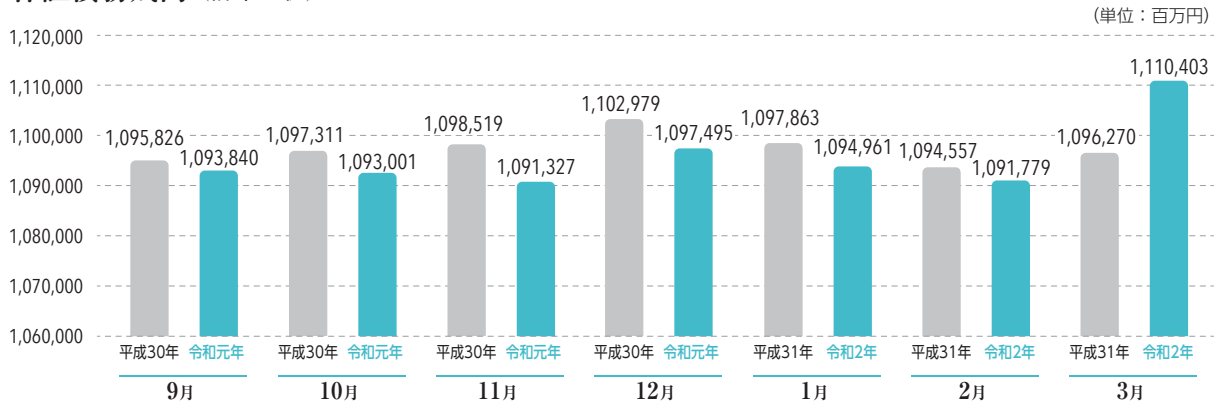
3月の金融機関群別保証承諾の状況は、地方銀行6,836百万円(前年同月比255.1%)、信用金庫46,559百万円(同202.4%)、信用組合8,276百万円(同194.5%)、第二地方銀行10,126百万円(同139.3%)等で前年同月を上回り、都市銀行3,466百万円(同98.4%)で前年同月を下回った。

2

保証債務残高

3月末の保証債務残高は、90,772件(前年同月比99.2%)、1,110,403百万円(同101.3%)となり、前年同月と比べ、件数は下回り、金額は上回った。

保証債務残高 (前年比較)



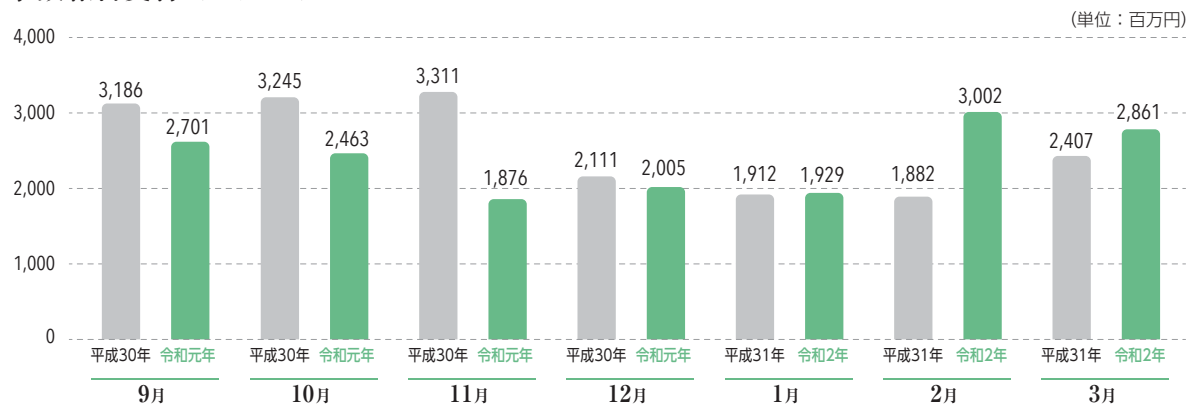
3

事故報告

3月の事故報告受付は、239件(前年同月比118.3%)、2,861百万円(同118.9%)となり、前年同月と比べ、件数は37件、金額は455百万円の増加となった。

事故報告残高については、3月末で907件(同111.7%)、10,283百万円(同125.0%)となり、前年同月と比べ、件数、金額ともに上回った。

事故報告受付 (前年比較)

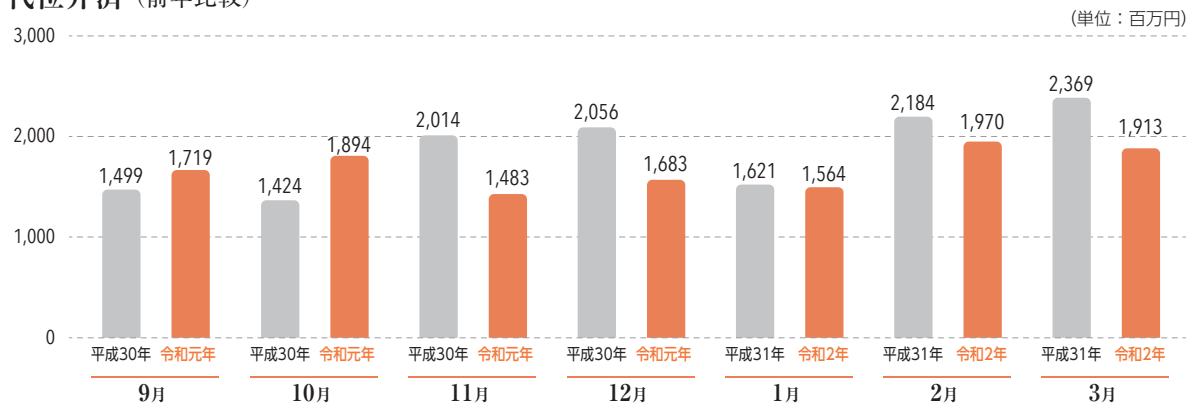


4

代位弁済(元利)

3月の代位弁済は、138件(前年同月比76.7%)、1,913百万円(同80.8%)となり、前年同月と比べ、件数は42件、金額は456百万円の減少となった。

代位弁済 (前年比較)



景気動向調査の結果をお知らせします ～先行きは非常に厳しい状況にある～

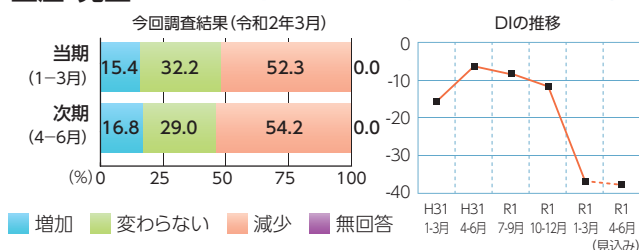
令和2年3月の調査結果がまとまりましたので、お知らせします。

調査要領

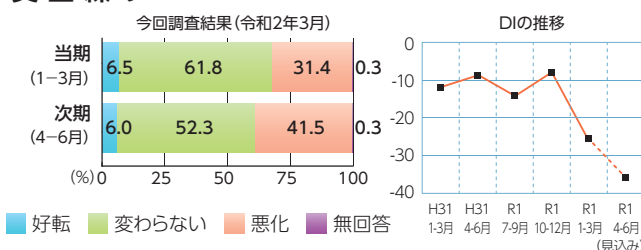
- ① 調査時点：令和2年3月 ② 調査方法：無記名・郵送方式
 ③ 調査対象：1,500事業者 ④ 有効回答数：369(回答率24.6%)
 ※本調査は四半期ごとに当協会の保証利用企業を対象に実施しています。

現在と今後の景況、借入難易感について

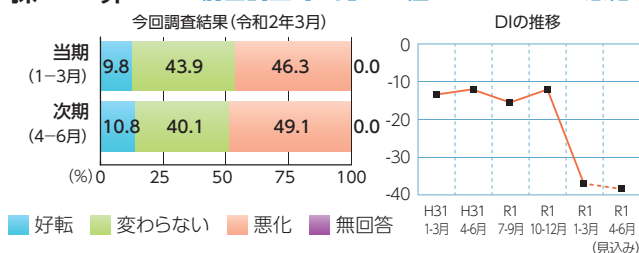
生産・売上 前回調査時に比べDI値は25.0ポイント悪化



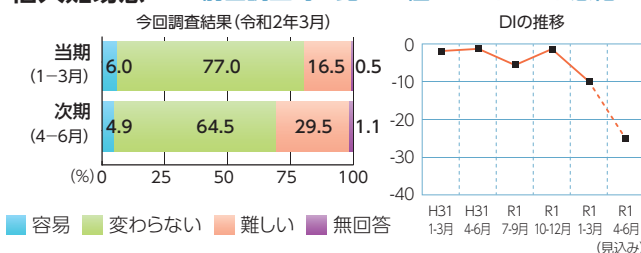
資金繰り 前回調査時に比べDI値は16.4ポイント悪化



採算 前回調査時に比べDI値は24.4ポイント悪化

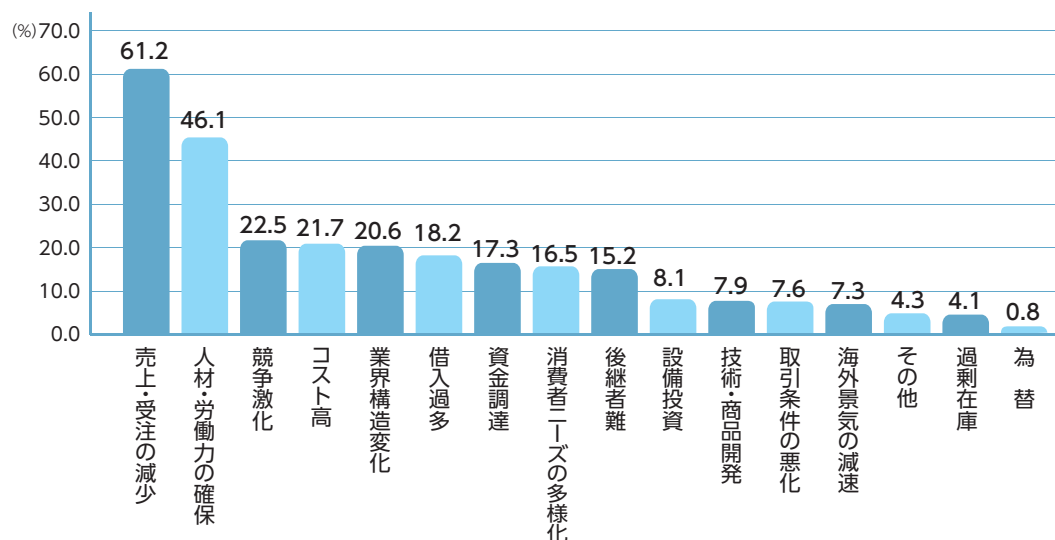


借入難易感 前回調査時に比べDI値は9.7ポイント悪化



当期(1-3月)では、全ての項目においてDI値が前回調査(10-12月)に比べ悪化しました。

次期(4-6月)についても、全ての項目においてDI値が当期(1-3月)よりも悪化する見込みとなっています。

経営上の課題
(複数回答)

経営上の課題については、「売上・受注の減少」、「人材・労働力の確保」「競争激化」が上位となっています。

次いで、「コスト高」「業界構造変化」「借入過多」の順となっています。

景気動向調査にご協力いただいた皆さまに厚くお礼申し上げます。今後も引き続き、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

ご回答いただいた結果を踏まえ、信用保証制度の適切な運営に取組んでまいります。なお、調査内容の詳細につきましては、当協会のホームページにて公表しています。

ホームページアドレス <http://www.hosyokyokai-hyogo.or.jp>

※ 構成比の数値は、小数点第2位を四捨五入したものです。そのため、個々の構成比の合計が100%にならない場合があります。

信用保証をご利用できる方

以下①～④のいずれにも該当している事業者の方が信用保証をご利用できます。

- ①資本金または従業員数のいずれかが、右表の企業基準に該当していること。
特定非営利活動法人（NPO法人）の場合は、従業員数（製造業等：300人以下、卸売業・サービス業：100人以下、小売業・飲食業：50人以下）が該当していること。
- ②個人の場合は、兵庫県内に住居、事務所または営業所を有し、事業を営んでいること。
法人の場合は、兵庫県内に本店または事業所を有し、事業を営んでいること。
- ③許認可等を必要とする事業の場合は、当該事業に係る許認可等を申込人名義で受けていること。
- ④事業上必要とする運転資金または設備資金であること。

業種・営業形態などにより、ご利用いただけない場合もございます。
詳しくは、当協会窓口までお問い合わせください。

業 種	資本金	従業員数
製造業等 ※1	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 ※2	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業・飲食業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
医療法人等	—	300人以下

※1 建設業、運送業、不動産業、旅行業を含みます。

※2 自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除きます。

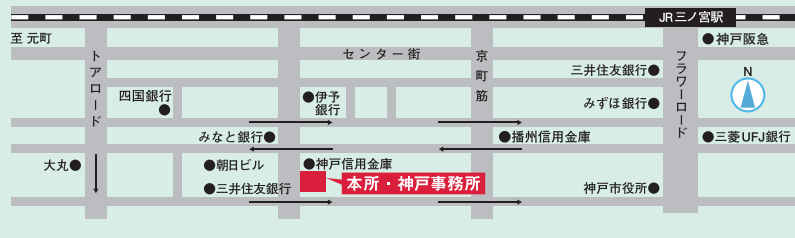
国家戦略特区において商工業とともに農業を営む方も信用保証をご利用いただけます。

兵庫県信用保証協会のネットワーク

本 所・神戸事務所

〒651-0195 神戸市中央区浪花町62-1 TEL 078-393-3900(代表)

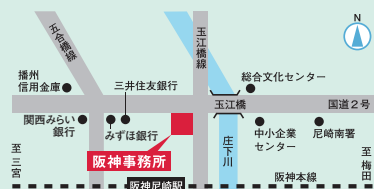
[担当地域] 神戸市、明石市、三木市



阪神事務所

〒660-0881 尼崎市昭和通3-96 尼崎商工会議所会館3F
TEL 06-6411-4133(代表)

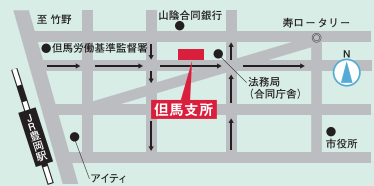
[担当地域] 尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、川辺郡



但馬支所

〒668-0024 豊岡市寿町8-7
TEL 0796-22-5171

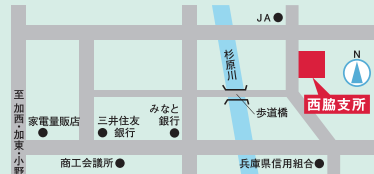
[担当地域] 豊岡市、養父市、朝来市、美方郡



西脇支所

〒677-0015 西脇市西脇885-27
TEL 0795-22-6775

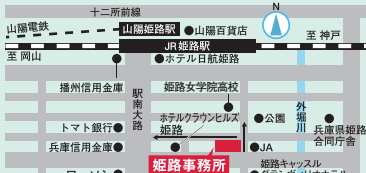
[担当地域] 西脇市、小野市、加西市、丹波篠山市、丹波市、加東市、多可郡



姫路事務所

〒670-0965 姫路市東延末3-27-2
TEL 079-289-3611

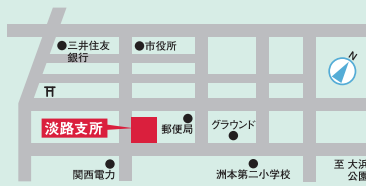
[担当地域] 姫路市、相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、神崎郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡



淡路支所

〒656-0025 洲本市本町3-1-8
TEL 0799-22-4493

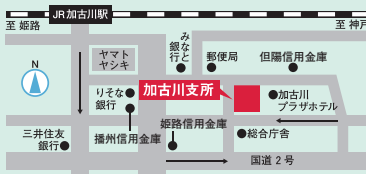
[担当地域] 洲本市、南あわじ市、淡路市



加古川支所

〒675-0064 加古川市加古川町溝之口788
TEL 079-424-1105

[担当地域] 加古川市、高砂市、加古郡



お客様総合相談室(中小企業融資よろず相談窓口)

本 所	小 林 室 長	TEL 078-393-3905
	堀 口 次 長	

本所・事務所・支所のお客様総合相談窓口

本 所 経 営 支 援 室	嶋 田 副 室 長	TEL 078-393-3920
神 戸 事 務 所	中 川 副 所 長 (保証相談一課、二課、三課)	TEL 078-393-3909
	米 谷 副 所 長 (調整相談一課、二課)	TEL 078-393-3915
阪 神 事 務 所	大 禮 副 所 長	TEL 06-6411-4133
姫 路 事 務 所	杉 之 原 副 所 長	TEL 079-289-3611
但 馬 支 所	宮 寄 次 長	TEL 0796-22-5171
淡 路 支 所	赤 松 次 長	TEL 0799-22-4493
西 脇 支 所	奥 田 次 長	TEL 0795-22-6775
加 古 川 支 所	戸 田 副 所 長	TEL 079-424-1105

代位弁済後のご返済等に関する お客様総合相談窓口

管 理 部	斎 藤 副 部 長 ※本所	TEL 078-393-3914
	宮 本 副 部 長 (管理相談一課、二課) ※本所	
	藤 岡 副 部 長 (管理相談三課) ※姫路事務所駐在	TEL 079-289-3615

(上記担当者が不在の場合は、代理の者が対応させていただきます)

女性企業家のみなさまへ

各事務所、支所に「女性企業家支援チーム」を設置しています。お気軽にご相談ください。

保証時報の送付について

ご希望の方に保証時報を毎月送付いたします(送料は当協会が負担)。ご希望の方は総務企画部企画調整課(TEL 078-393-3922)までお申し出ください。